

大牟田市みんなの公園サポーター制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大牟田市が管理する都市公園等（以下「公園」という。）における公園環境美化及びマナー啓発等のボランティア活動を支援することにより、公園愛護に対する市民意識の高揚を図るとともに市民との協働によるまちづくりを推進することを目的とした大牟田市みんなの公園サポーター制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(資格等)

第2条 公園サポーターとは、次条に定める活動（以下「活動」という。）を行う個人又は団体（法人を含む）とする。

2 活動に対する報酬、交通費等は原則として支給しない。

(活動内容)

第3条 公園サポーターが公園内で行う活動の内容は、次のとおりとする。

- (1) 清掃及び空き缶・ペットボトルその他散乱ごみの収集等の美化運動
- (2) 安全及び防犯の確認ならびに市への報告
- (3) 花壇や植栽等の維持管理
- (4) 除草
- (5) 公園施設の塗装等の修繕
- (6) 前各号に掲げるもののほか、その他市長が特に必要があると認めること。

(登録)

第4条 この要綱に定める公園サポーターの活動を行おうとする者は、大牟田市みんなの公園サポーター登録申込書（様式第1号）（以下「申込書」という。）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申込書の提出があった場合は、その内容を審査し、適切と認められるときは、大牟田市みんなの公園サポーター登録証（様式第2号）を交付する。

(登録内容の変更)

第5条 公園サポーターの登録認定を受けたものは、その活動内容に変更がある場合、活動を停止する場合、又は活動を廃止する場合は、速やかに大牟田市みんなの公園サポーター登録変更（停止・廃止）届出書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

(登録の期間)

第6条 登録期間は、登録日に属する当該年度の末日までとする。ただし、次条に規定する登録の抹消がない限り、その期間は1年度ごと自動更新されるものとする。

(登録の抹消)

第7条 市長は、次の各号に該当する事実が発生した場合は、登録を抹消することができる。

- (1) 登録者より大牟田市みんなの公園サポーター登録廃止届出書の提出があったとき。
- (2) 登録者の所在が不明となり、連絡不能となったとき。
- (3) 登録者がボランティアとして、本制度の趣旨に反するなど不適切であると認められるとき。
- (4) その他市長が特に必要があると認めたとき。

(市の支援)

第8条 市長は、公園サポーターの活動に対し、予算の範囲内において次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 活動に必要な用具・資材等の貸与又は支給
- (2) 活動に対する傷害保険への加入
- (3) その他市長が認める公園ボランティア活動に必要な支援

(活動報告)

第9条 登録者は、毎年度の活動状況を大牟田市みんなの公園サポーター活動報告書(様式第4号)により、翌年度の4月末までに市長に報告しなければならない。

(事故等の対応)

第10条 公園サポーターは、第3条に規定する活動中に事故が発生したときは、速やかに市に報告すること。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、大牟田市みんなの公園サポーター制度の実施に必要な事項は、市長が定めるものとする。

付 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。